

現行の一般健康診断の流れ

(労働安全衛生法第66条)

一般健康診断

(項目：労働安全衛生規則第44条)

- ・ 既往歴及び業務歴の調査
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ・ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ・ 貧血検査
- ・ 肝機能検査
- ・ 血圧の測定
- ・ 血中脂質検査
- ・ 血糖検査
- ・ 尿検査
- ・ 心電図検査

(医師の診断)

- 異常なし
- 要精密検査
- 要治療など

(労働安全衛生法第66条の4)

異常と診断された者に対する医師（産業医が適当）の意見
(要就業制限など)

(指針)
診断結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当

(労働安全衛生法第66条の5)

就業上の措置

- 就業制限
(時間外労働の制限など)
- 要休業など

労働者任意で精密検査等の結果を提示

(労働安全衛生法第66条の7)

保健指導
(医師又は保健師)

- ・ 精密検査、治療等の勧奨
- ・ 日常生活面での指導など

治療精密検査

労働者の日常生活面での取組など